

# 豊中市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

## (目的)

第1条 豊中市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）は、豊中市内において育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を組織化し、相互扶助の精神に基づく援助活動を行うことにより、地域で子育てを支えあい、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる子育て支援環境を整備し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、豊中市とする。

## (事務局の設置)

第3条 市長は、事業の円滑な運営を図るため、とよなかファミリー・サポート・センター（豊中市における援助会員及び依頼会員からなる会員組織をいう。以下「センター」という。）の事務局をこども未来部こども支援課に置く。

## (事業の内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 援助会員及び依頼会員(以下「会員」という。)の募集、登録その他の会員組織業務に関すること。
- (2) 第14条に規定する相互援助活動(以下「相互援助活動」という。)の調整に関すること。
- (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会や研修会等の開催に関すること。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会等の開催に関すること。
- (5) 保育所その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 定期的な広報紙を発行する等広報に関すること。
- (7) その他センターの目的の達成又は運営のために、特に市長が必要と認めること。

## (事業運営の委託)

第5条 市長は、この要綱に基づく事業の運営を、地域に精通し、適切な事業運営を確保できると認められる法人（以下「受託者」）に委託することができる。

## (運営)

第6条 センターの運営は、受託者が別に「とよなかファミリー・サポート・センター会則」（以下「会則」という。）を定め、これに基づいて行うものとする。

## (会則の設置等)

第7条 受託者は、会則を設置又は改正しようとする場合は、市長の承認を得なければならない。

(アドバイザー及びサブ・リーダー)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の統括
- (4) 会員の相互援助活動の調整
- (5) 会員に対する講習会の実施、会員の交流会の開催に係る事務
- (6) 他のファミリー・サポート・センター等との連絡調整
- (7) 会員間のトラブルへの助言
- (8) センターの経理事務等の業務運営

3 アドバイザーは、複数の会員による地域グループを作り、その世話役としてサブ・リーダーを選任することにより相互援助活動の調整を行うことができる。

(会員及び活動)

第9条 会員は、次の各号の要件を満たす者であって、かつ、センターの承認を得たものとする。

- (1) 豊中市内居住者
- (2) 事業及びセンターの趣旨や相互援助活動について理解する者

2 会員は、相互援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等の個人情報について、これを第三者に漏らしてはならない。退会後又は会員登録抹消後も同様とする。

4 会員は、センター及び相互援助活動を政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。

5 会員は、その他センターの目的や趣旨に反する行為を行ってはならない。

(入会手続)

第10条 会員として入会しようとする者は、センターが別途定める申込書を提出しなければならない。

2 会員は、入会時にセンターが指定する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の講習を受講した者を会員として登録し、会員証を発行する。

4 援助会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

5 会員は、登録した事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

(退会手続)

第11条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、前条第3項の規定により発行された会員証及びセンターが指示する書類等を返還しなければならない。

(会員登録の抹消)

第12条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員登録を抹消することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 故意又は不正な行為により、会員及びセンターに損害又は危害を与えたとき。
- (3) 相互援助活動に関し、不正な行為を行ったり、著しく適さないと認められるとき。
- (4) 相互援助活動で知り得た会員の個人情報を不必要に第三者に漏らしたとき。
- (5) センターの信用を失墜するような行為を行ったとき。
- (6) 会員が市外に転出したとき。
- (7) この要綱及びセンターが定める会則に違反したとき。

- 2 センターは登録を抹消した会員に対し、その理由を明示し、速やかに通知しなければならない。

(保険及び補償)

第13条 センターは、相互援助活動中の事故に備え、会員をファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入させるものとする。

- 2 相互援助活動中に、援助会員又は依頼会員の子どもが障害等を被った場合は、前項の補償保険の範囲内で補償するものとする。

(相互援助活動の内容)

第14条 会員が行う相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育施設等の保育開始時まで子どもを預かること。
  - (2) 保育施設等や学童保育等の終了後又は学校の放課後、子どもを預かること。
  - (3) 保育施設等と会員宅間において子どもの送迎を行うこと。
  - (4) 子どもが軽度の病気の場合等臨時的、突発的に終日子どもを預かること。
  - (5) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと。
- 2 子どもを預かる場合は、原則として援助会員の自宅において行うこととする。ただし、子どもが病気の場合等は、センターの承認を得て、依頼会員の自宅において行うことができることとする。
  - 3 子どもの宿泊を伴う相互援助活動は、行わないものとする。

(相互援助の活動日及び活動時間)

第15条 会員が相互援助活動を行う日は、原則として、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く毎日とする。

- 2 援助会員が相互援助活動を行う時間は、原則として午前7時から午後10時までの間で必要と認められる時間とする。ただし、これにより難しい場合でセンターが認めた場合は、この限りでない。
- 3 援助活動の時間は、援助会員が子どもを預かった時から依頼会員が子どもを迎えに来た時までとする。ただし、送迎する場合の援助活動の時間は、援助会員宅を出発し、援助会員宅へ帰宅するまでに要した時間とする。

(相互援助活動の実施方法)

第16条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、センター（サブ・リーダーが選任されている場合にはサブ・リーダー）に対して援助依頼の申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みを受けたアドバイザー又はサブ・リーダーは、援助の内容、日時等の詳細を確認のうえ、申込内容にふさわしいと認められる援助会員に連絡する。
- 3 依頼会員は、第11条に規定する内容以外の活動を援助会員に求めてはならない。
- 4 援助会員は、相互援助活動実施後、活動報告書等を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 5 援助会員は、前項の活動報告書等を1か月に1回センターに（サブ・リーダーが選任されている場合は、サブ・リーダーを経由して）報告しなければならない。

(相互援助活動の報酬等)

第17条 依頼会員は、援助会員に対し相互援助活動終了後、会則において定める基準に従って報酬等を支払わなければならない。

(個人情報)の秘密保持)

第18条 センター業務に従事する者及び会員は、その活動を遂行するに当たっては、人権を尊重し、かつ、活動において知り得た個人情報については、守秘義務を負う。業務に従事しなくなった後並びに会員の退会后及び登録抹消後も同様とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成12年(2000年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年(2003年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年(2006年)10月1日から実施する。

この要綱は、平成21年(2009年)4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年(2013年)3月25日から実施する。

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。